

魚沼サンティックスクール

受講生を次のとおり募集します。
受講料等詳細についてはお問い合わせください。

訓練コース【南魚沼市中小企業研修受講料補助金の対象コース】

コース名	実施期間	曜日	時間
第一種電気工事士・実技（上期）	6月8日～7月3日（全12回）	月・木・金	午後6時30分～9時20分

技能講習・特別教育・安全衛生教育

コース名	実施期間	曜日	問合せ・申込先
玉掛け技能講習	6月1日～3日	月～水	株式会社東新重工 亀田講習センター ☎ 025-381-7726
建築物石綿含有建材調査者講習	6月4日、5日	木・金	
小型移動式クレーン運転技能講習	6月8日～10日	月～水	
不整地運搬車運転技能講習	6月11日、12日	木・金	

※事前申込をお願いいたします。申込者が少数の時は、開講できない場合があります。

※受講料や申込手続き等の詳細についてはお問い合わせまたは二次元コードからもご確認いただけます。



問 魚沼サンティックスクール
☎ 025 - 772 - 4554
FAX 025 - 778 - 1158

県立魚沼テクノスクール

問 県立魚沼テクノスクール ☎ 025 - 794 - 2410

事務エキスパート科2期 令和8年6月入校生募集

対象 簿記および、パソコンの知識・技術を習得し、就職を希望する人

期間 6月11日（木）～12月7日（月）
平日午前9時20分～午後3時40分

会場 スリーエスITトレーニングセンター
（十日町市伊達甲960-1）

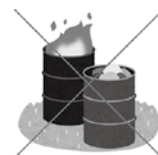
定員 15人

受講料 無料。但し、テキスト代等自己負担あり

申込 ハローワーク南魚沼
締め切り 5月19日（火）

野外焼却（野焼き）は禁止されています！

ごみの焼却は、悪臭やダイオキシン類の発生原因となるため、基準に合った焼却炉で燃やす以外は法律で禁止されています。



罰則 違反すると5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併科【廃棄物処理法第25条第1項第15号】
法人の場合は、3億円以下の罰金【廃棄物処理法第32条第1号（法人重課規定）】

野焼きはごく一部の例外を除き、原則として「禁止行為」です

○野外焼却禁止の例外となる焼却行為であっても、周辺住民から苦情が出るものは禁止です。

ナイロン、ビニール、プラスチック、ゴム類（タイヤ）、発砲スチロール等は少量でも絶対に焼却しないでください。

不法投棄は犯罪です！

令和7年度不法投棄件数 17件

不法投棄とは



廃棄物の処理および清掃に関する法律第16条では、「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。」と規定しており、日々の生活から出る廃棄物をみだりに捨てることを不法投棄といいます。

ルールを守らず、ごみをみだりに捨てると5年以下の懲役、もしくは1,000万円以下の罰金、またはこの両方に処せられます。また、事業者の場合には3億円以下の罰金に処せられます。投棄者が不明の場合は、土地の所有者（管理者）が自らの責任でごみを処理しなければなりません。

光らせましょう「住民の目」

不法投棄をさせない状況をつくるため、また、不法投棄がされている場所への新たな投棄を防止するため、発見した際の速やかな通報が非常に効果的です。不法投棄を見つけたら、湯沢町役場環境農林課が警察に通報してください。

問 環境農林課 環境施設係 ☎ 025 - 788 - 0291